

答申第 850 号

諮問第 1501 号

件名：極意書の不開示（不存在）決定に関する件

答 申

1 審査会の結論

愛知県知事（以下「知事」という。）が、別記の開示請求に係る行政文書（以下「本件請求対象文書」という。）について、不存在を理由として不開示としたことは妥当である。

2 審査請求の内容

(1) 審査請求の趣旨

本件審査請求の趣旨は、審査請求人が平成 28 年 4 月 18 日付けで愛知県情報公開条例（平成 12 年愛知県条例第 19 号。以下「条例」という。）に基づき行った開示請求に対し、知事が同月 28 日付けで行った不開示決定の取消しを求めるというものである。

(2) 審査請求の理由

審査請求人の主張する審査請求の理由は、文書が有るはずというものである。

3 実施機関の主張要旨

実施機関の主張は、次の理由により本件請求対象文書を作成又は取得しておらず、不存在であるので、不開示としたというものである。

(1) 本件請求対象文書について

建設部河川課（以下「河川課」という。）の特定の職員に確認したところ、県が管理する河川区域のうちのある箇所について、市が管理してくれるとあり難い旨の発言をした記憶があるとのことであったが、河川管理に関する個人的な感想を述べたにすぎないとのことであった。

また、極意書とは、根拠が書かれたマニュアル、手引書等の文書と解される。

よって、本件請求対象文書は、河川課の特定の職員が発言した前記の感想に関する根拠が書かれた文書と解した。

(2) 本件請求対象文書の存否について

そもそも、マニュアル、手引書等は、組織が業務運営を行うに当たって作成されるものであり、職員の個人的な言動について作成されることはない。

また、前記(1)の河川管理に関する個人的な発言について、根拠が書かれた文書を作成しておく必要性もない。

よって、本件請求対象文書を作成又は取得しておらず、開示請求に係る行政文書を管理していないことから、不開示とした。

4 審査会の判断

(1) 判断に当たっての基本的考え方

条例第 5 条に規定されているとおり、何人も行政文書の開示を請求する権利が保障されているが、開示請求権が認められるためには、実施機関が行政文書を管理し、当該文書が存在することが前提となる。

当審査会は、行政文書の開示を請求する権利が不当に侵害されることのないよう、実施機関及び審査請求人のそれぞれの主張から、本件請求対象文書の存否について、以下判断するものである。

(2) 本件請求対象文書について

行政文書開示請求書及び実施機関が作成した弁明書の内容を総合すると、本件請求対象文書は、県が管理する河川区域について市が管理してくれるとあり難い旨の個人的な感想である河川課の特定の職員の発言に関する根拠が記載されたマニュアル、手引書等の文書であると解される。

(3) 本件請求対象文書の存否について

実施機関によれば、マニュアル、手引書等は、組織が業務運営を行うに当たって作成されるものであり、職員の個人的な言動について作成されることはないとのことである。また、当該河川管理に関する個人的な発言について、根拠が書かれた文書を作成しておく必要性もないとのことである。

一般的に、個別の職員の個人的な感想である発言についてマニュアル、手引書等は作成されていないと解されることからすれば、本件請求対象文書を作成又は取得しておらず、不存在であるとしたことについての実施機関の説明に、特段不自然、不合理な点があるとは認められない。

(4) まとめ

以上により、「1 審査会の結論」のとおり判断する。

別記

河川課の特定の職員（机の上が汚い 4 回目）が“どこぞの政令市が全部やってくれるとラッキー” っていう極意書（N ファイル）

(審査会の処理経過)

年 月 日	内 容
28. 9. 2	諮問
同 日	実施機関から弁明書の写しを受理
29. 1. 18 (第 510 回 審査会)	実施機関職員から不開示理由等を聴取
29. 9. 12 (第 531 回 審査会)	審議
29. 12. 18	答申